

京都市告示第 318 号

土壤汚染対策法第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成 22 年 12 月 10 日

京都市長 門川 大作

1 土壤汚染対策法第 6 条第 1 項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 647 番 20 の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第 5 の 1 の項の中欄に定める地下水の水質の測定

2 土壤汚染対策法第 11 条第 1 項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 647 番 20 の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物

(3) 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)